第４期関市障がい福祉計画

（平成 27 年度～平成 29 年度）

平成 27 年３月

関　　市

目次

第１章　計画の基本的な考え方 1
１　計画策定の背景と趣旨 1
２　計画の性格 2
（１）法的位置づけ 2
（２）本計画の対象 2
（３）計画の期間 3
（４）第４期障がい福祉計画策定における国の基本方針 4

第２章　障がいのある人の現状 5
１　障害者手帳の交付状況等 5
（１）すべての障害者手帳の交付状況 5
（２）身体障害者手帳の交付状況 6
（３）療育手帳の交付状況 8
（４）精神障害者保健福祉手帳の交付状況 9
（５）難病患者等の状況 10
（６）特別支援学校、特別支援学級生徒の状況（中学生） 11
２　障がい福祉サービス等の利用状況 12
（１）訪問系サービス 12
（２）日中活動系サービス 13
（３）居住系サービス 15
（４）相談支援（サービス利用計画の作成） 15
（５）地域生活支援事業 16
３　目標値の達成状況 20
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行 20
（２）福祉施設から一般就労への移行 20
（３）就労移行支援事業の利用者数 21
（４）就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合 21
４　アンケートからみられる現状 22
（１）障がいのある人へのアンケート調査 22
（２）学校卒業後の進路に関する調査 24
（３）サービス提供事業所への今後の意向に関する調査 26

第３章　基本的な方針..... 28
１　計画の基本理念と基本目標..... 28
２　計画の基本方針..... 29
（１）相談支援体制や権利擁護の支援体制の充実..... 29
（２）地域生活のための総合的な支援体制の充実..... 29
（３）就労支援の強化..... 30
（４）さまざまな障がいのある人に対する支援の充実..... 30
（５）当事者意見を反映したＰＤＣＡサイクルの確立..... 30

第４章　サービス見込量と確保のための方策..... 31
１　平成 29 年度までの障がい福祉サービスの整備目標..... 31
（１）福祉施設から地域生活への移行促進..... 31
（２）地域生活支援拠点等の整備..... 32
（３）福祉施設から一般就労への移行促進..... 32
（４）就労移行支援事業の利用者数..... 33
（５）就労移行支援事業の就労移行率..... 33
２　障がい福祉サービス等の必要な見込み及び見込量確保のための方策..... 34
（１）サービス目標量設定の考え方..... 34
（２）訪問系サービス..... 34
（３）日中活動系サービス..... 37
（４）居住系サービス..... 41
（５）相談支援・地域移行支援・地域定着支援..... 43
（６）障がい児支援サービス..... 44
３　地域生活支援事業の必要な見込み及び見込量確保のための方策..... 46
（１）理解促進研修・啓発事業..... 46
（２）自発的活動支援事業..... 46
（３）相談支援事業..... 47
（４）成年後見制度利用支援事業..... 48
（５）成年後見制度法人後見支援事業..... 48
（６）意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）..... 49
（７）日常生活用具給付等事業..... 50
（８）手話奉仕員養成研修事業..... 51
（９）移動支援事業..... 51
(10) 地域活動支援センター機能強化事業..... 52
(11) その他の事業..... 53

第５章　計画の推進体制..... 54
１　地域内外における各種関係団体、民間企業等との連携..... 54
２　当事者と市民を巻き込んだ事業の実施..... 54

資料編 55
１　事業費の推移..... 55
（１）目標達成にあたっての費用の見込み..... 55
（２）障がい福祉計画一般財源比較..... 59
２　策定経過..... 61
３　関市障がい者総合支援協議会規則..... 62
４　関市障がい者総合支援協議会委員名簿..... 64

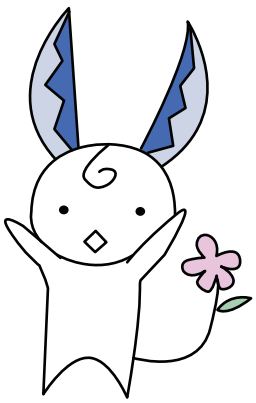

第１章　計画の基本的な考え方

1　計画策定の背景と趣旨

国では、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に批准するため、平成 21 年に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、そのもとで当事者や専門家を交えた「障がい者制度改革推進会議」を開催され、制度の見直しや国内法の整備を行ってきました。その結果、平成 23 年に障害者基本法が改正され、それにともない平成 24 年に障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が成立しました。

障害者基本法の改正では、「すべての国民が障がいの有無に関わらず共生する社会を実現すること」を目的に、障がい者の定義が見直されました。障害者総合支援法では、障害者自立支援法における「自立」に代わり、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」という表現が目的規定に明記され、また、障害者総合支援法の目的の実現のために障がい福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなりました。

その結果、平成 26 年１月 20 日付けで「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准書が国連事務局に寄託され、同年２月 19 日に障害者権利条約が発効されました。

本市ではこれまで、障害者自立支援法に基づき「第３期関市障がい福祉計画」を平成 24 年に策定し、障がい福祉サービスの推進を図ってきました。一方で、障害者総合支援法が新たに成立したことをはじめ、国内外の障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。このような社会状況や地域の現状や課題を踏まえ、この度「第３期関市障がい福祉計画」の計画期間の満了を迎えるにあたり、計画に基づき推進してきた障がい福祉施策の取り組みの評価・検証を行います。さらに、本市における障がいのある人が障がいの有無に関わらず共生できる社会をめざし、地域において必要な障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の需要を見込み、サービス提供体制の確保方策を定めるとともに、各種サービスを計画的かつ適切に提供することを目的に、「第４期関市障がい福祉計画」を策定します。

■障がい者福祉をめぐる動き　　（年度）

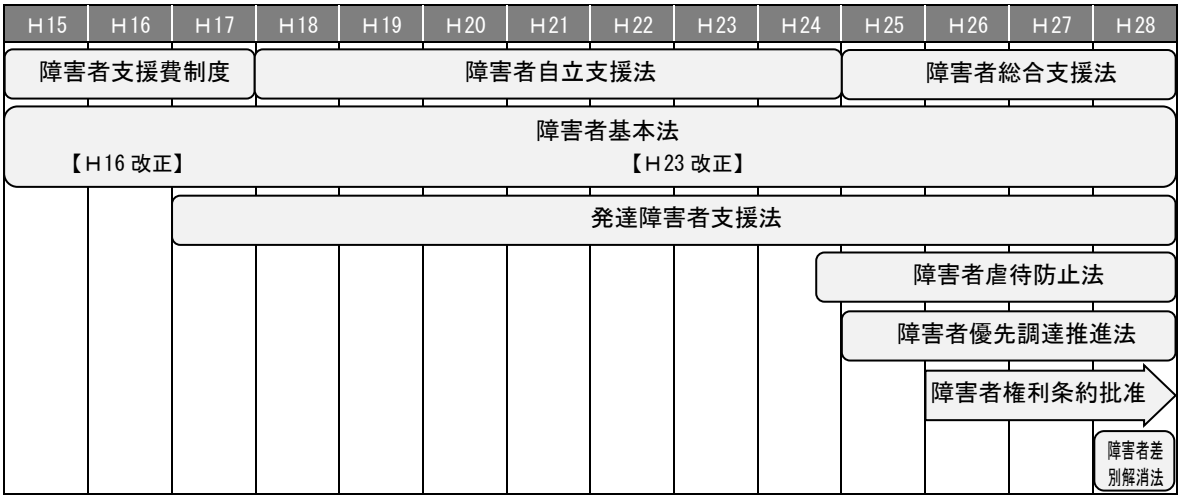

2 計画の性格

（1）法的位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」の第４期計画として、障がい福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるものです。計画の内容について、上位計画である「関市第４次総合計画」や「関市障がい者計画」をはじめ、市の関連計画との整合を図って策定します。

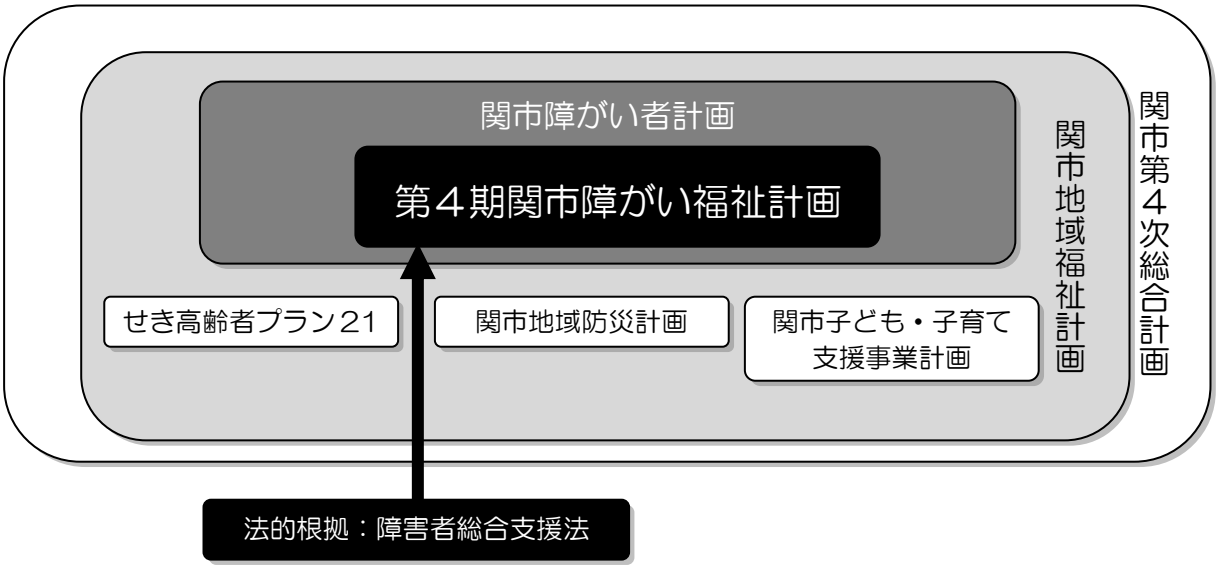

（2）本計画の対象

本計画の対象となる「障がい者」「障がいのある人」とは、障害者総合支援法に規定される身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者を含む）並びに難病患者であり、そのうち 18 歳以上の人となります。

また「障がい児」「障がいのある子ども」とは、児童福祉法に規定する 18 歳未満の障がい児となります。

（３）計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの３年間です。なお、計画期間最終年となる平成 29 年度には、本計画の評価・検証を行います。

また、ＰＤＣＡサイクルを活用し、定期的に計画内容についての調査、分析、評価を実施し、目標値の妥当性の確認・見直しを実施します。

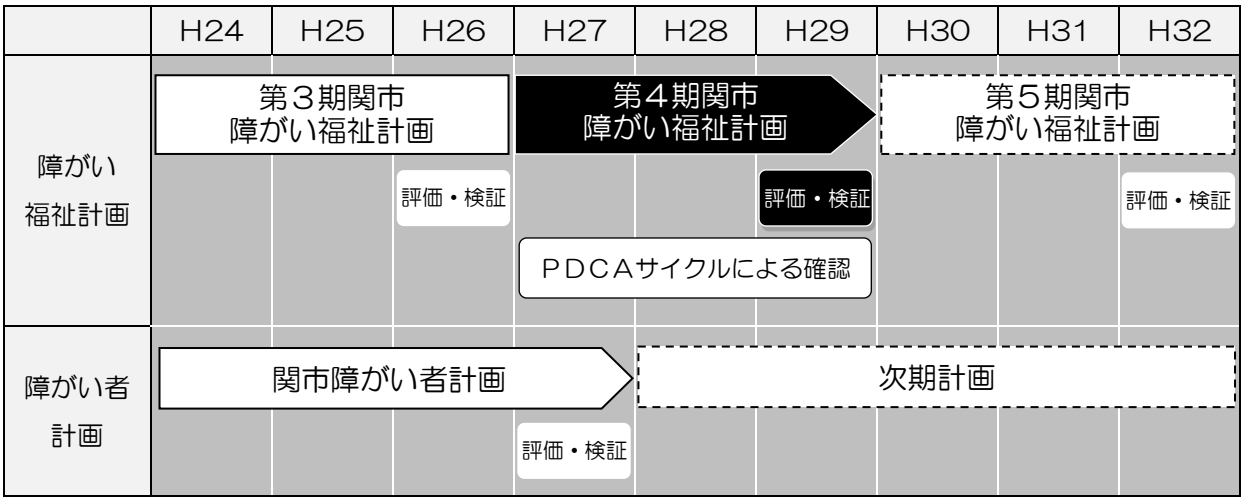

（４）第４期障がい福祉計画策定における国の基本方針

本計画では、障害者基本法や障害者総合支援法の改正を受け、国の基本方針に基づいて以下の方針で福祉サービスを提供できるよう策定します。

①障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加のために障がい福祉サービスやその他の支援をしていきます。

②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいのある人が地域で必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう関市を実施主体とします。

また、発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっていることや難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援する観点から、施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続的支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えます。また、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを構築するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

第２章　障がいのある人の現状

1　障害者手帳の交付状況等

（１）すべての障害者手帳の交付状況

関市における障害者手帳所持者数は、平成 21 年度から平成 25 年度において 5.2%伸びており、やや増加傾向にあります。すべての障害者手帳所持者数が増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は 46.7%と大きく増加しています。

（単位：人）

区分	身体障害者 手帳所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者保健 福祉手帳所持者数	合計
平成 21 年度	3,868	890	319	5,077
平成 22 年度	4,002	824	381	5,207
平成 23 年度	3,926	837	472	5,235
平成 24 年度	4,006	882	466	5,354
平成 25 年度	3,971	904	468	5,343
伸び率（H25/H21）	2.7%	1.6%	46.7%	5.2%

■障害者手帳所持者数の推移

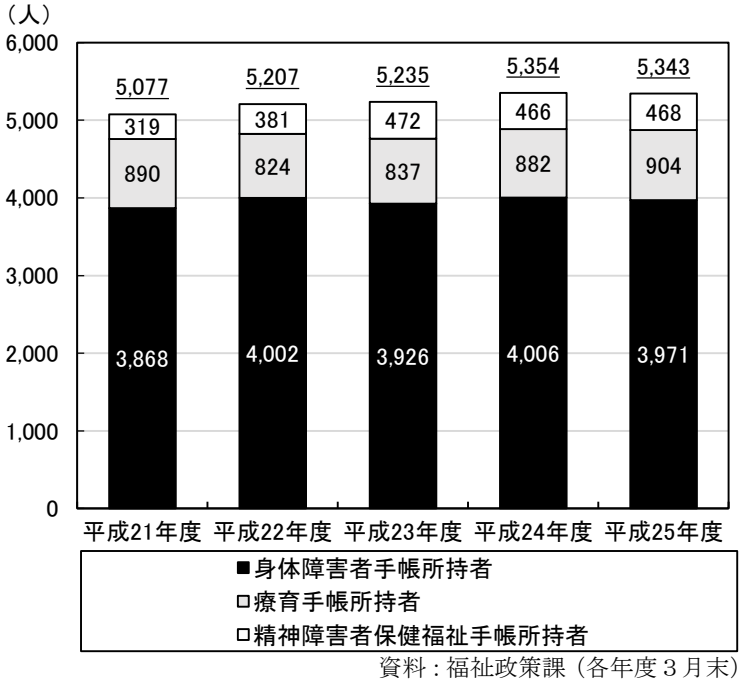

資料：福祉政策課（各年度３月末）

（２）身体障害者手帳の交付状況

関市における身体障害者手帳所持者数は、平成 21 年度から平成 25 年度において 2.7%とやや増加傾向にあります。等級別でみると１級、３級、４級で増加しています。また、18 歳未満の身体障害者手帳所持者数が減少している一方で、18 歳以上では増加しています。障がい種別にみると、視覚障がい以外が増加傾向にあり、特に音声言語・そしゃく機能障がいは 5.4%、内部障がいは 7.9%増加しており、伸び率が比較的高くなっています。

（単位：人）

区分	等級別						18 歳未満	18 歳以上	合計
	１級	２級	３級	４級	５級	６級			
平成 21 年度	1,003	706	897	757	246	259	72	3,796	3,868
平成 22 年度	1,050	718	934	791	253	256	69	3,933	4,002
平成 23 年度	1,037	683	922	788	243	253	66	3,860	3,926
平成 24 年度	1,084	679	963	792	236	252	63	3,943	4,006
平成 25 年度	1,078	677	947	790	235	244	67	3,904	3,971
伸び率（H25/H21）	7.5%	▲4.1%	5.6%	4.4%	▲4.5%	▲5.8%	▲6.9%	2.8%	2.7%

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

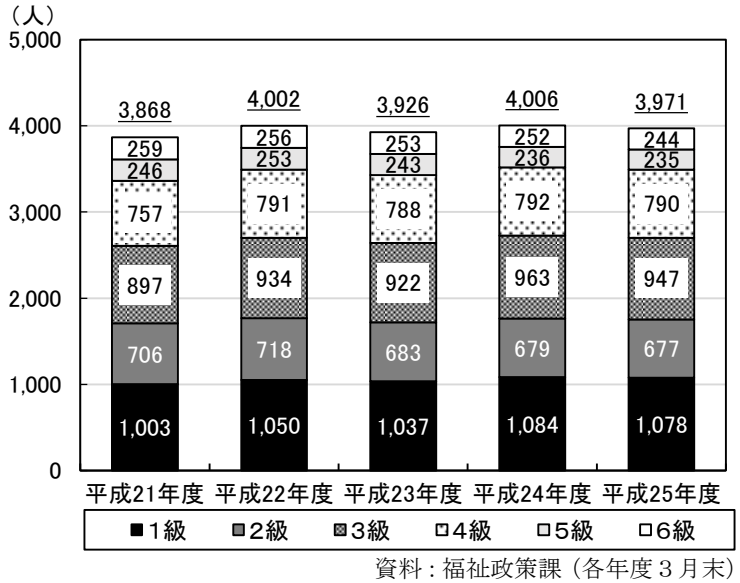

資料：福祉政策課（各年度３月末）

（単位：人）

区分	視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
平成 21 年度	249	316	37	2,314	952	3,868
平成 22 年度	252	315	43	2,390	1,002	4,002
平成 23 年度	244	311	43	2,353	975	3,926
平成 24 年度	235	323	38	2,373	1,037	4,006
平成 25 年度	242	320	39	2,343	1,027	3,971
伸び率（H25/H21）	▲2.8%	1.3%	5.4%	1.3%	7.9%	2.7%

■障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

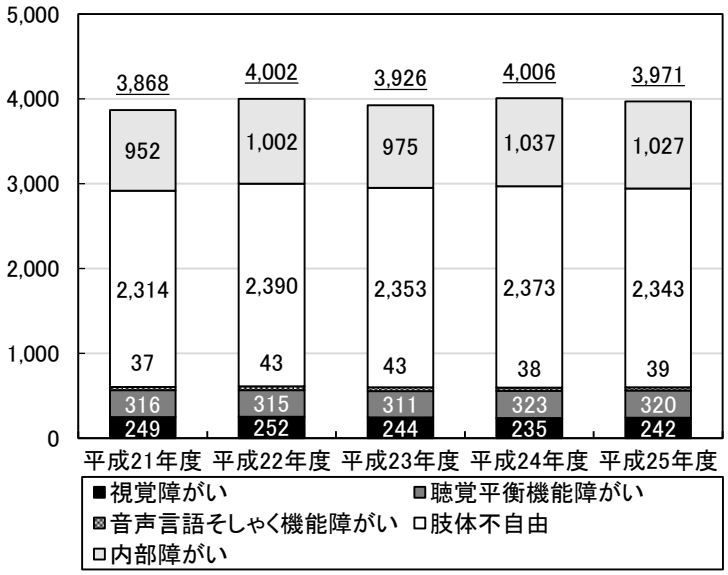

資料：福祉政策課（各年度３月末）

（３）療育手帳の交付状況

関市における療育手帳所持者数は、平成 21 年度から平成 25 年度において 1.6%とやや増加傾向にあります。また、18 歳以上の療育手帳所持者数が減少している一方で、18 歳未満では 14.5%と大きく増加しています。等級別でみるとＢ１判定、Ｂ２判定で増加しており、特にＢ２判定は 31.4%と大きく増加しています。

（単位：人）

区分	等級別			18 歳未満	18 歳以上	合計
	Ａ・Ａ１・Ａ２判定	Ｂ１判定	Ｂ２判定			
平成 21 年度	433	266	191	221	669	890
平成 22 年度	372	247	205	224	600	824
平成 23 年度	372	256	209	234	603	837
平成 24 年度	377	262	243	257	625	882
平成 25 年度	376	277	251	253	651	904
伸び率（H25/H21）	▲13.2%	4.1%	31.4%	14.5%	▲2.7%	1.6%

■等級別療育手帳所持者数の推移

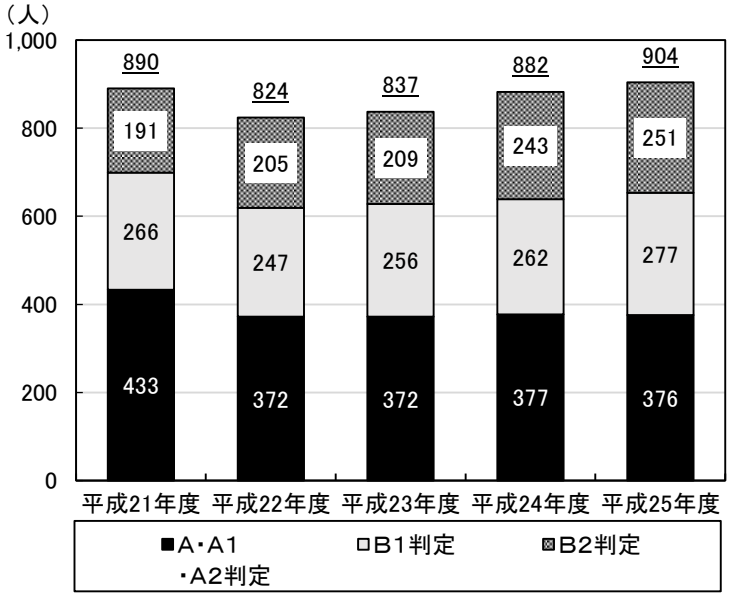

資料：福祉政策課（各年度３月末）

（４）精神障害者保健福祉手帳の交付状況

関市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 21 年度から平成 23 年度において大きく増加しており、その後は横ばいとなっています。等級別でみると、すべての等級で大きく増加していますが、特に３級は 86.4%と大きく増加しています。

（単位：人）

区分	１　級	２　級	３　級	合　計
平成 21 年度	98	199	22	319
平成 22 年度	111	240	30	381
平成 23 年度	135	296	41	472
平成 24 年度	135	288	43	466
平成 25 年度	133	294	41	468
伸び率（H25/H21）	35.7%	47.7%	86.4%	46.7%

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

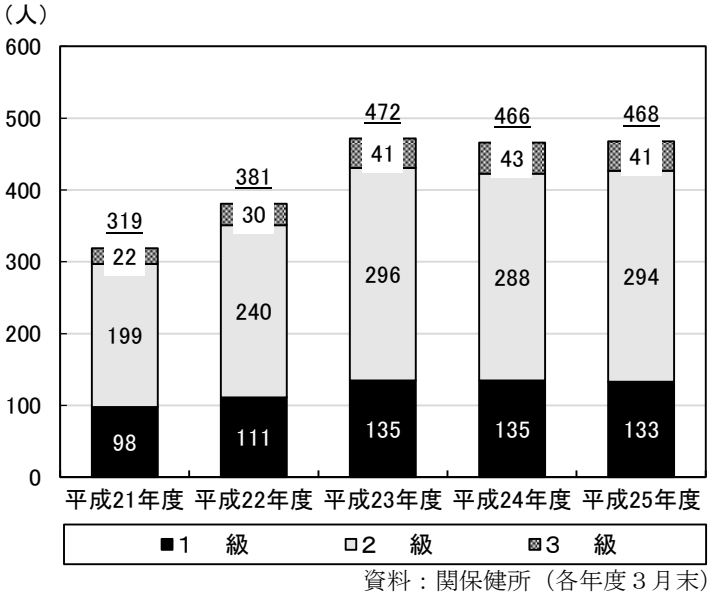

資料：関保健所（各年度３月末）

（５）難病患者等の状況

原因不明で治療方法が未確立である疾病を難病といい、難病患者等が障がいのある人の範囲に加えられています。

治療が極めて困難で経過が慢性にわたり、介護者への経済的・精神的負担が大きく良質かつ適切な治療が公的負担により必要となる疾患（特定疾患、指定難病）においては医療費が助成されています。また、平成 27 年より助成の対象となる疾病が 56 から 110 に拡大しており、今後も助成の対象は拡大される予定となっています。関市では平成 23 年度から平成 25 年度において、対象者は増加傾向にあります。

また、18 歳未満の子どもの慢性疾患のうち、小児がんなどの特定の疾患は治療期間が長く、医療費負担が高額となるため、医療費の自己負担分が補助されています。小児慢性特定疾患の対象となる疾病も、平成 27 年より拡大しています。関市では平成 23 年度から平成 25 年度において、対象者数は横ばいになっています。

■難病患者数の推移

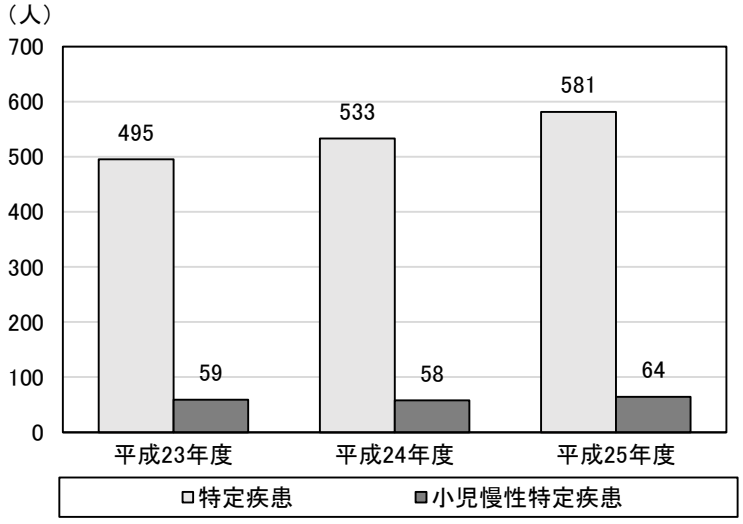

資料：関保健所（各年度３月末）

（６）特別支援学校、特別支援学級生徒の状況（中学生）

関市における中学校の特別支援学級の生徒数は、平成 23 年度から平成 25 年度において増加傾向にあります。学校別にみると、桜ヶ丘、富野、板取、上之保中学校以外では増加しています。特別支援学校(中等部)の生徒数は、平成 23 年度から平成 25 年度において関特別支援学校では増加傾向にありますが、岐阜聾学校、中濃特別支援学校では減少あるいは横ばいになっています。今後は子どもの数の減少が見込まれるため、特別支援学校、特別支援学級の生徒数も減少することが予測されます。

（単位：人）

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	伸び率（H25/H23）
特別支援学級	緑ヶ丘中学校	8	13	16	100.0%
	旭ヶ丘中学校	3	3	7	133.3%
	桜ヶ丘中学校	9	9	7	▲22.2%
	桜学館（情緒障害児短期治療施設）	26	23	28	7.7%
	下有知中学校	1	1	2	100.0%
	富野中学校	3	1	0	▲100.0%
	小金田中学校	3	4	7	133.3%
	洞戸中学校	0	0	1	―
	板取中学校	0	0	0	―
	武芸川中学校	9	13	10	11.1%
	武儀中学校	2	3	2	0.0%
	上之保中学校	1	1	0	▲100.0%
特別支援学校	関特別支援学校	2	5	4	100.0%
	岐阜聾学校	2	1	2	0.0%
	中濃特別支援学校	19	15	14	▲26.3%

■特別支援学校、特別支援学級生徒数の推移

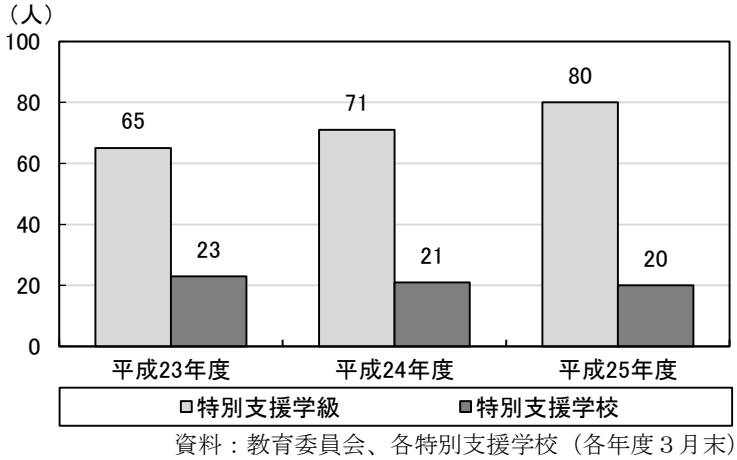

資料：教育委員会、各特別支援学校（各年度３月末）

2 障がい福祉サービス等の利用状況

（1）訪問系サービス

市の支給基準に基づきサービス提供しています。

訪問系サービスの利用状況は、「同行援護」の利用人数がやや増加しています。利用時間をみると、「居宅介護」「同行援護」で増加しています。

（1月当たり）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	見込	830 時間	894 時間	971 時間
	実績	776.3 時間	820.4 時間	781.6 時間
	見込	66 人	71 人	77 人
	実績	64 人	58 人	52 人
重度訪問介護	見込	30 時間	30 時間	30 時間
	実績	0 時間	0 時間	0 時間
	見込	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人
行動援護	見込	125 時間	125 時間	125 時間
	実績	151.1 時間	81.7 時間	41 時間
	見込	9 人	9 人	9 人
	実績	9 人	8 人	5 人
同行援護	見込	540 時間	570 時間	600 時間
	実績	162 時間	196.9 時間	226 時間
	見込	18 人	19 人	20 人
	実績	13 人	16 人	15 人

※平成 26 年度は見込値

（2）日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況は、「生活介護」「就労継続支援（A型）」「療養介護」「放課後等デイサービス」の利用人数が増加しています。

（1月当たり）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	見込	4,600 人日	4,900 人日	4,900 人日
	実績	4,457 人日	4,670 人日	5,010 人日
	見込	230 人	245 人	245 人
	実績	244 人	252 人	267 人
自立訓練（機能訓練）	見込	0 人日	0 人日	0 人日
	実績	0 人日	0 人日	0 人日
	見込	0 人	0 人	0 人
	実績	0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	見込	23 人日	23 人日	23 人日
	実績	92 人日	99 人日	20 人日
	見込	1 人	1 人	1 人
	実績	7 人	8 人	4 人
就労移行支援	見込	108 人日	108 人日	108 人日
	実績	70 人日	102 人日	26 人日
	見込	6 人	6 人	6 人
	実績	10 人	12 人	7 人
就労継続支援（A型）	見込	387 人日	408 人日	408 人日
	実績	606 人日	821 人日	1,059 人日
	見込	18 人	19 人	19 人
	実績	38 人	51 人	63 人
就労継続支援（B型）	見込	648 人日	688 人日	728 人日
	実績	792 人日	863 人日	653 人日
	見込	32 人	34 人	36 人
	実績	67 人	69 人	63 人
療養介護	見込	8 人	8 人	8 人
	実績	6 人	6 人	7 人

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	見込	387 人日	406 人日	406 人日
	実績	322 人日	313 人日	298 人日
	見込	59 人	62 人	62 人
	実績	83 人	75 人	58 人

※平成 26 年度は見込値

■児童福祉法に基づくサービス

（１月当たり）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	見込	840 人日	840 人日	840 人日
	実績	822 人日	863 人日	706 人日
	見込	240 人	240 人	240 人
	実績	206 人	213 人	206 人
放課後等デイサービス	見込	285 人日	285 人日	285 人日
	実績	125 人日	227 人日	449 人日
	見込	19 人	19 人	19 人
	実績	19 人	35 人	55 人

※平成 26 年度は見込値

（３）居住系サービス

居住系サービスの利用状況は、「共同生活援助」の利用人数が、「共同生活介護」とのサービス一元化にともない増加しています。

「施設入所支援」では概ね見込みどおりの利用実績となっています。

（１月当たり）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助（グループホーム）	見込	25 人	29 人	33 人
	実績	19 人	17 人	47 人
共同生活介護（ケアホーム）	見込	17 人	19 人	22 人
	実績	27 人	30 人	*0 人
施設入所支援	見込	109 人	109 人	109 人
	実績	114 人	111 人	108 人

※平成 26 年度は見込値

＊平成 26 年度より共同生活介護は共同生活援助に一元化

（４）相談支援（サービス利用計画の作成）

相談支援の利用状況は、「計画相談支援」の利用人数が大きく増加しています。

「地域移行支援」では概ね見込みどおりの利用実績となっています。

（１月当たり）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	見込	37 人	50 人	60 人
	実績	72 人	191 人	275 人
地域移行支援	見込	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	1 人	1 人
地域定着支援	見込	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人

※平成 26 年度は見込値

（５）地域生活支援事業

①相談支援事業

相談支援事業の利用状況は、基幹相談支援センター以外のサービスにおいて見込みどおりの設置となっています。

（年当たり）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	見込	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	実績	5 箇所	5 箇所	5 箇所
障害者虐待防止センター	見込	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績	1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域自立支援協議会	見込	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター	見込	0 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績	0 箇所	0 箇所	0 箇所

※平成 26 年度は見込値

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業の利用状況は、平成 25 年度のみ見込みどおりの利用実績となっています。

（年当たり）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	見込	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	1 人	0 人

※平成 26 年度は見込値

③コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業の利用状況は、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用者数」が増加しています。「手話通訳者設置人数」は概ね見込みどおりの利用実績となっています。

（年当たり）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者設置人数	見込	1 人	1 人	1 人
	実績	2 人	2 人	2 人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用者数	見込	140 人	150 人	160 人
	実績	159 人	157 人	170 人

※平成 26 年度は見込値

④日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の利用状況は、「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「排せつ管理支援用具」の利用人数が大きく増加しています。

（年当たり）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット等）	見込	8 件	8 件	8 件
	実績	6 件	8 件	18 件
②自立生活支援用具（入浴補助用具、移動・移乗支援用具等）	見込	13 件	13 件	13 件
	実績	7 件	13 件	18 件
③在宅療養等支援用具（ネブライザー、電気式たん吸引機等）	見込	25 件	25 件	25 件
	実績	19 件	19 件	21 件
④情報・意思疎通支援用具（拡大読書器、人口喉頭等）	見込	23 件	23 件	23 件
	実績	28 件	28 件	15 件
⑤排せつ管理支援用具（ストーマ、紙おむつ等）	見込	1,398 件	1,422 件	1,447 件
	実績	1,433 件	1,473 件	1,610 件
⑥住宅改修費	見込	5 件	5 件	5 件
	実績	5 件	6 件	6 件

※平成 26 年度は見込値

⑤移動支援事業

移動支援事業の利用状況は、利用人数は減少傾向にありますが、利用時間は増加傾向にあります。

障がいのある人の社会参加のために市の支給決定基準に基づいて希望者に速やかに支給しています。

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	利用者数	見込	42 人	50 人	63 人
		実績	60 人	63 人	51 人
	時間	見込	4,326 時間	5,150 時間	6,489 時間
		実績	4,919 時間	5,996 時間	5,747 時間

※平成 26 年度は見込値

⑥地域活動支援センター

地域活動支援センターの利用状況は、設置箇所、利用人数ともに概ね見込みどおりの利用実績になっています。

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基礎的事業	箇所	見込	5 箇所 （市外 2 箇所）	4 箇所 （市外 2 箇所）	4 箇所 （市外 2 箇所）
		実績	5 箇所 （市外 2 箇所）	4 箇所 （市外 2 箇所）	4 箇所 （市外 2 箇所）
	利用者数	見込	140 人	138 人	138 人
		実績	140 人	138 人	144 人

※平成 26 年度は見込値

⑦その他の事業

その他の事業の利用状況は、「訪問入浴サービス事業」「自動車運転免許取得事業」の利用人数が増加しています。「生活訓練等事業」「自動車改造助成事業」については、概ね見込み通りの利用実績になっています。「日中一時支援事業」は放課後等デイサービスの対象となる就学児の利用が多くなったことにより見込みを大幅に超えています。

利用希望がある際の提供に向けての速やかな利用調整を行っています。

（月当たり）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話奉仕員等養成研修事業	見込	30 人	30 人	30 人
	実績	36 人	40 人	0 人
訪問入浴サービス事業	見込	5 人	5 人	5 人
	実績	3 人	3 人	8 人
生活訓練等事業	見込	9 人	9 人	9 人
	実績	9 人	9 人	9 人
日中一時支援事業	見込	77 人	84 人	90 人
	実績	91 人	138 人	173 人
	見込	7,084 回	7,728 回	8,280 回
	実績	10,001 回	11,708 回	12,557 回
自動車運転免許取得事業	見込	7 件	9 件	12 件
	実績	2 件	5 件	5 件
自動車改造助成事業	見込	4 件	4 件	4 件
	実績	5 件	3 件	4 件

※平成 26 年度は見込値

3 目標値の達成状況

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活に移行する人の数値目標は、平成 26 年度末までに施設入所者数を 109 人と設定していましたが、108 人の見込みとなっており概ね目標を達成しています。施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する人数は６人と設定していましたが、平成 26 年度末まで５人移行する見込みとなっており概ね目標を達成しています。地域生活移行者数は 31 人と設定していましたが、平成 26 年度末までに２人の見込みとなっています。

項目	平成 17 年度	数値（平成 26 年度）	平成 26 年度見込み
施設入所者数	103 人	109 人	108 人
削減数	―	▲6 人(▲58%)	▲5 人
【目標値】地域生活移行者数	―	31 人	2 人

※実績値：平成 17 年度は 10 月 1 日時点、平成 26 年度は年度末時点の見込値

（2）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数値目標は、４人と設定していました。平成 26 年度末までに６人移行する見込みとなっており、目標を達成しています。

項目	平成 17 年度	目標（平成 26 年度）	平成 26 年度見込み
一般就労移行者数	1 人	4 人(4 倍)	6 人

※実績値：平成 17 年度は 10 月 1 日時点、平成 26 年度は年度末時点の見込値

（３）就労移行支援事業の利用者数

福祉施設の利用者数のうち、就労移行支援事業の利用者数の数値目標では、６人と設定していました。平成 26 年度末までに６人利用する見込みとなっており、目標を達成しています。

項目	平成 17 年度	目標（平成 26 年度）	平成 26 年度見込み
就労移行支援事業の利用者数	198 人	6 人(0.3%)	6 人

※実績値：平成 17 年度は 10 月 1 日時点、平成 26 年度は年度末時点の見込値

（４）就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合

就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（Ａ型）事業の利用者割合の数値目標を 34.5%と設定していました。平成 26 年度末までには就労継続支援事業を利用する人は 126 人、そのうち、就労継続支援（Ａ型）事業を利用する人は 63 人となっています。就労継続支援（Ａ型）事業の利用者割合は平成 26 年度末までに 50.0%の見込みとなっており、目標を達成しています。

項目	数値（平成 26 年度）	平成 26 年度見込み
就労継続支援（Ａ型）事業の利用者（ａ）	19 人	63 人
就労継続支援（Ｂ型）事業の利用者	36 人	63 人
就労継続支援（Ａ型＋Ｂ型）事業の利用者（ｂ）	55 人	126 人
【目標値】 就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合 （ａ）／（ｂ）	34.5%	50.0%

※平成 26 年度は年度末時点の見込値

4 アンケートからみられる現状

（1）障がいのある人へのアンケート調査

① 調査概要

本計画の策定にあたり、市内の障害者手帳所持者を対象に、日常生活や意向を把握するためのアンケート調査を実施しました。

実施時期	平成 26 年 1 月 10 日～２月７日
実施方法	調査票を市内の障害者手帳所持者に郵送配布・回収による
対象	関市在住の福祉サービス利用者（1 ～60 歳）及び身体障害者手帳・療育手帳所持者（13～18 歳）のうち 500 人
回収率	269 件（回収率 53.8%）

②調査結果概要

■現在の住まいの場について

現在の住まいの場は、「自分や家族が持っている家」が最も多く、次いで「アパート・賃貸住宅・借家」となっています。

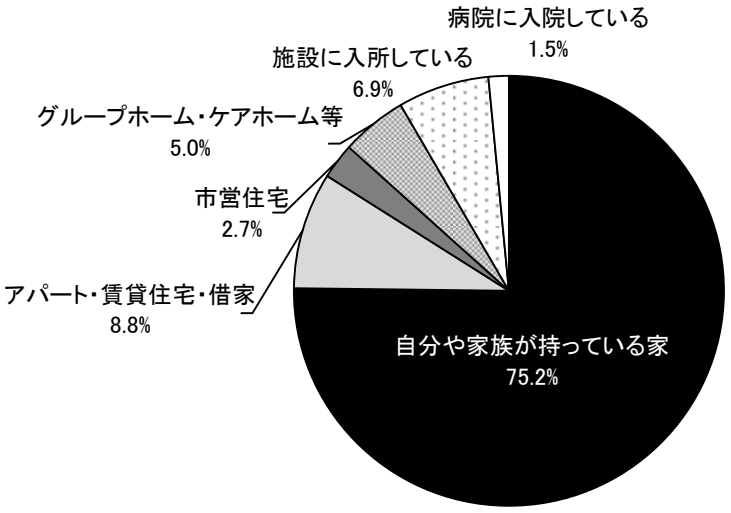

■現在の暮らしの状況について

現在の暮らしの状況は、「家族と同居」が最も多く、次いで「施設・病院等に入所・入院」となっています。

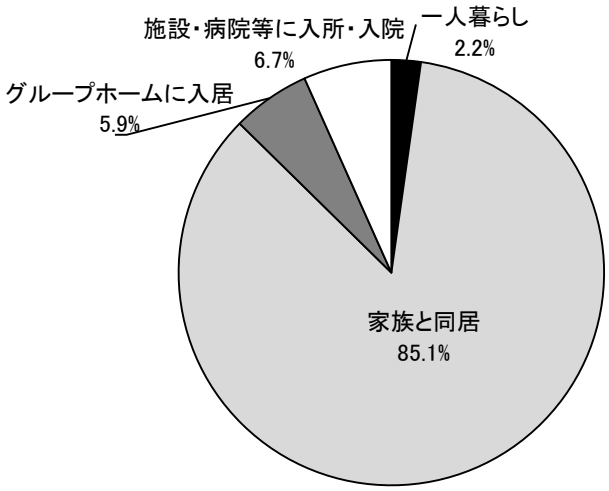

■現在の日中活動の状況について

現在の日中活動の状況は、「障がい者の福祉施設・共同作業所　通所」が最も多く、次いで「小・中学校、特別支援学校小・中学部、幼稚園・保育園・養訓センター　通学・通園・通所」となっています。

また、仕事をしている人は 12.0%となっています。

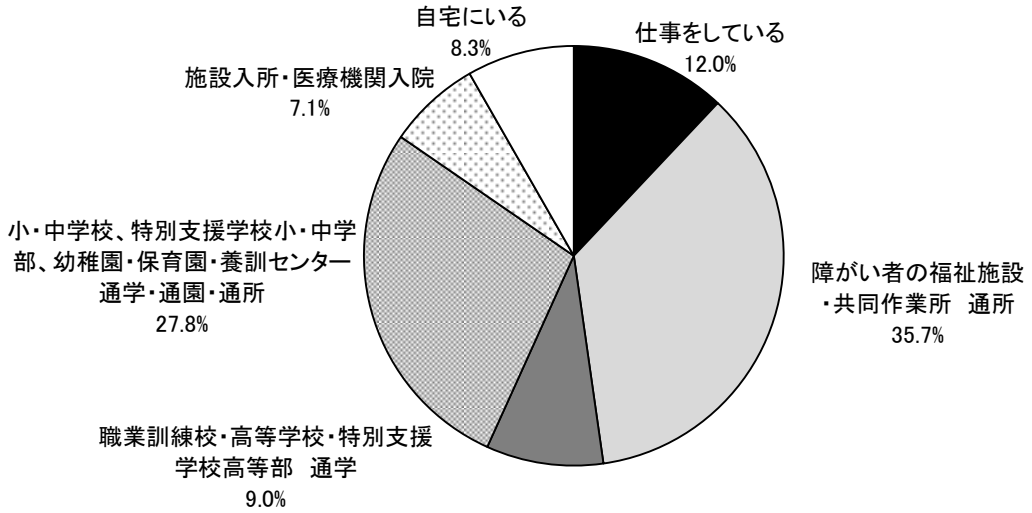

（２）学校卒業後の進路に関する調査

①調査概要

本計画の策定にあたり、市内外の特別支援学校等に通う障がいのある子どもの保護者を通じて学校卒業後の意向を把握するためのアンケート調査を実施しました。

実施時期	平成 26 年 8 月 28 日～9 月 26 日
実施方法	調査票を市内外の特別支援学校、特別支援学級に学校を通じて配布・回収による
対象	関市と近隣市町の特別支援学校、特別支援学級に通う生徒 98 人 中学校（中学部）34 人 高等学校（高等部）64 人
回収率	70 件（回収率 71.4%） 中学校（中学部）27 件（回収率 79.4%） 高等学校（高等部）42 件（回収率 65.6%） 無回答 1 件

②調査結果概要

■【中学校（中等部）】卒業後の進路について

中学校（中等部）に通う生徒の卒業後の進路は、「特別支援学校高等部に進学したい」が最も多く、次いで「高等学校（全日制）に進学したい」となっています。中学校（中等部）の生徒は約７割が進学の意向を示しています。それぞれの希望に沿った進路決定ができるよう、教育機関が連携し、切れ目のない支援を実施する必要があります。

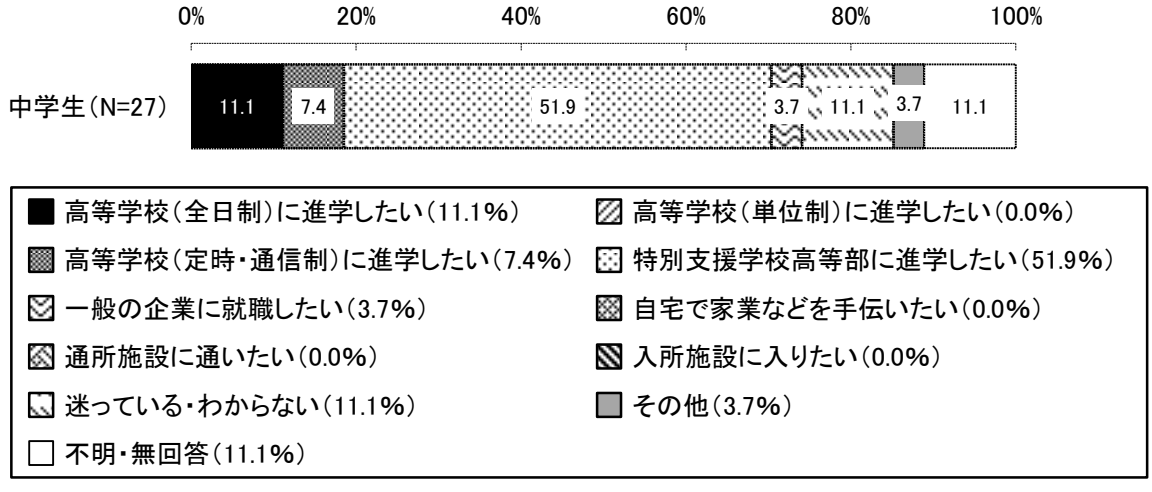

■【高等学校（高等部）】卒業後の進路について

高等学校（高等部）に通う生徒の卒業後の進路は、「一般の企業に就職したい」が最も多く、次いで「通所施設に通いたい」となっています。市内の企業に働きかけ、障がいのある人が働ける間口を広げるとともに、就職を支援する活動の一層の強化が求められます。

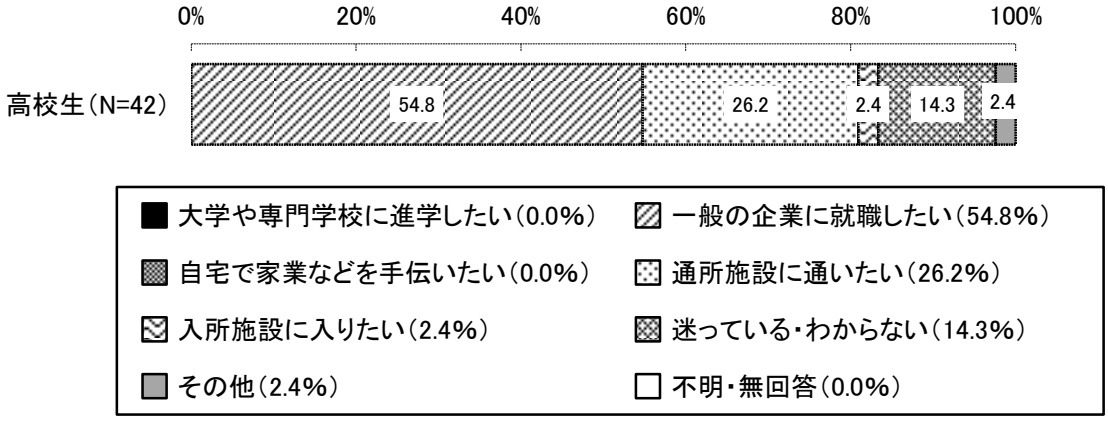

■将来生活したい場所について

将来生活したい場所は、「自宅で家族と暮らしたい」が最も多く、次いで「グループホームで仲間とともに暮らしたい」「一人暮らしをしたい」となっています。ほとんどの生徒が地域での生活を希望しているため、居宅における暮らしをサポートするサービスや自立に向けた支援が求められます。

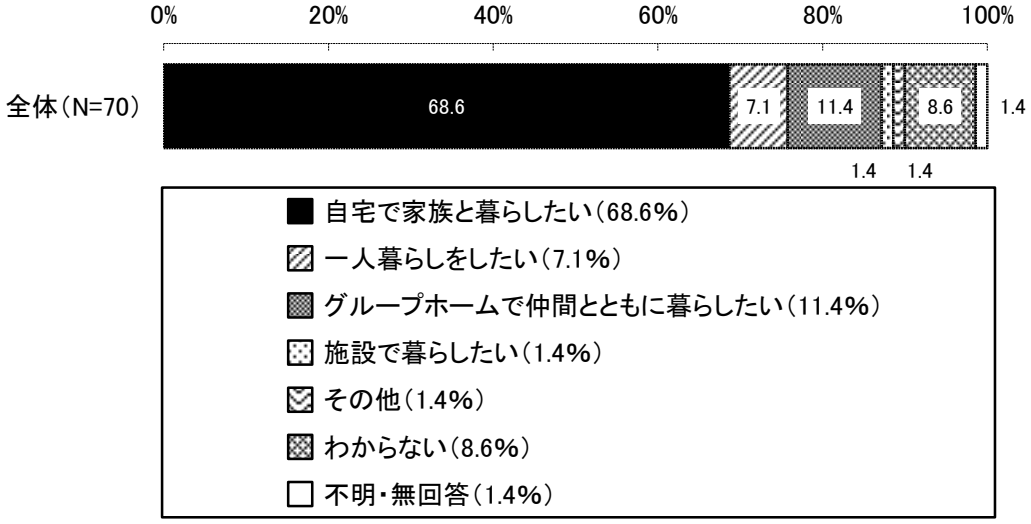

■その他の意見

障がいのある子どもの自立に向けて、卒業後に働ける企業を求める声が多くありました。また、就職した後もトラブル等に対応できるよう、継続して相談できる機会や場も必要とされています。

また、親亡き後を見据えてグループホーム等の施設を充実させてほしいという意見もありました。

市内の企業へ障がいに対する理解を促進し、雇用を働きかける必要があります。また、市内の施設整備について、必要とする人が必要とする時期に利用できるよう計画的な整備が求められます。

（３）サービス提供事業所への今後の意向に関する調査

①調査概要

本計画の策定にあたり、市内の障がい福祉サービス提供事業所を対象に、関市における障がいのある人を取り巻く状況や課題、今後のサービス提供についての意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

実施時期	平成 26 年 8 月 28 日～9 月 16 日
実施方法	調査票を市内外の障がい福祉サービス提供事業所に配布・回収による
対象	関市市内の障がい福祉サービス提供事業所 22 事業所
回収率	21 件（回収率 95.5%）

②調査結果概要

■市内で不足しているサービスについて

①共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人の保護者からのニーズが高いですが、財政的・人材的な面から整備が難しいという声が多くありました。また、親亡き後の生活の場としても必要とされています。
②短期入所（ショートステイ）	グループホームと同様に、資金面、人材面等の課題があるという声が多くありました。また、家庭の環境と変わらず過ごせるような小規模なもの、緊急時に利用することができるものなど、障がいの特性や状況に合わせて利用できる場が求められています。
③移動支援	通院や外出送迎等の細やかな対応方法が少ないという意見や、地域が広範囲であるため、市内外で移動支援ができる事業所があるとよいという意見がありました。
④計画相談支援・障がい児相談支援	相談員が不足しており、十分な対応ができないという意見がありました。障がいのある人のニーズを適切に把握し、他のサービスの利用へとつなげていく際に必要となるサービスであるため、市や各事業所が連携を強化し、相談支援体制をより充実させることが求められています。
⑤就労支援	障がいの特性に応じた就労の場や、市内の工業団地等の環境を生かした就労の場の拡充を求める意見がありました。企業への働きかけや、就労を受け入れた後のバックアップが必要となっていきます。

⑥その他	・すべてのサービスにおける人材不足 ・医療的なサービス不足 ・一人暮らしの障がいのある人が集う場 ・障がいの特性に応じた障がいのある子どもの入所・通所施設 ・事業所同士の連携体制 ・行政による現場の把握

第３章　基本的な方針

1　計画の基本理念と基本目標

関市の障がいに関する総合的な方針・施策を定めている「関市障がい者計画」では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の推進を基本理念として掲げています。「ノーマライゼーション」の推進では、障がいのある人や高齢者、子どもなどすべての人々が地域社会に積極的に参加し、活動できるよう機会の均等をめざし、「リハビリテーション」の推進では、障がいのある人の自立と社会参加促進をめざしています。

本計画も以上の「関市障がい者計画」の基本理念に基づいて策定し、また、基本目標においても基本理念を踏まえたうえで「関市障がい者計画」と整合を図り、「豊かな自然と歴史的風土の中で、誰もが住みなれた地域で共生できる安心とゆとりのある福祉のまちづくり」として定めます。

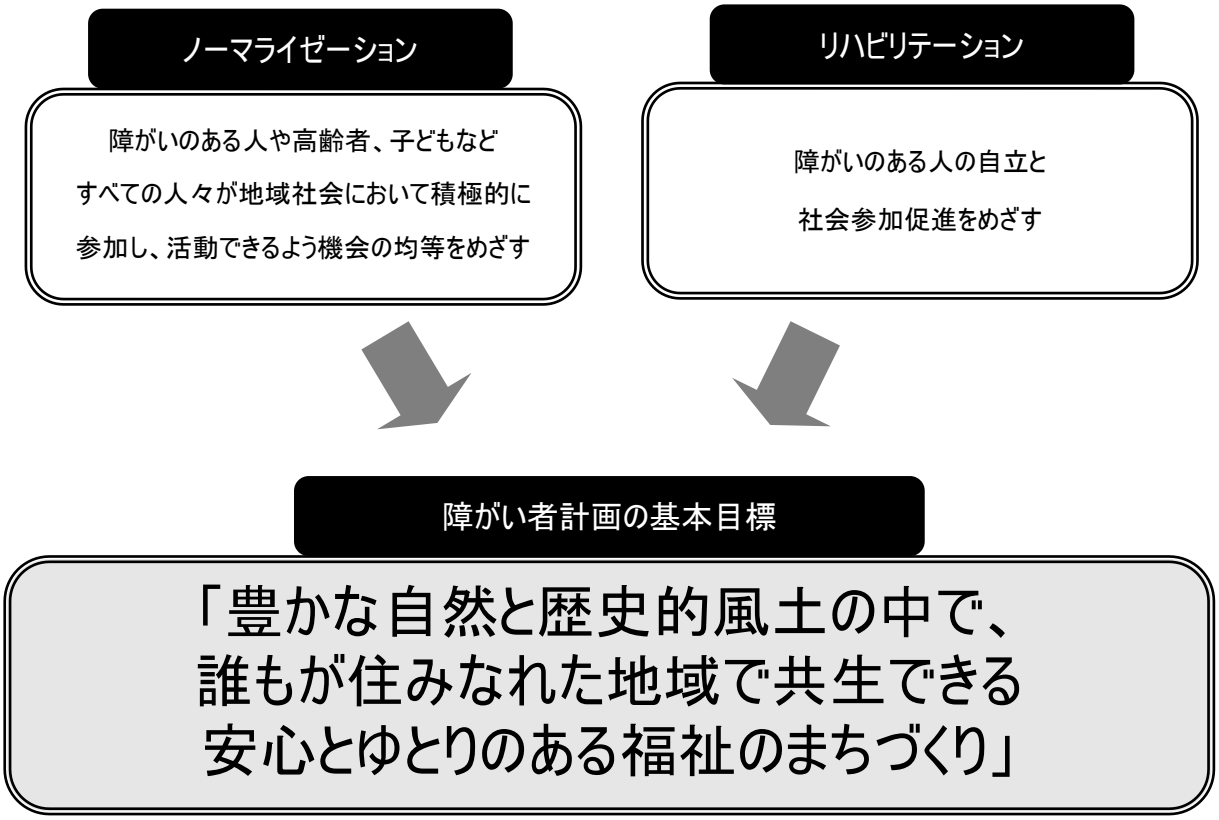

2 計画の基本方針

（１）相談支援体制や権利擁護の支援体制の充実

関市では前回計画に引き続き障がい種別に応じた専門機関に相談支援事業の委託を行い、専門的なコーディネーターと連携を図りながら、障がいのある人からの相談に応じ、必要な援助を行うことで、連続性及び一貫性のある障がい福祉サービスや地域相談支援等の提供を図ります。

さらに、これらを実現するために、相談体制の整備に加えて、人材の育成支援、個別支援会議における関係機関等との連携、専門的な指導や助言に努め、利用者、地域の障がい福祉サービス及び地域相談支援等の体制を整えます。

また、障害者総合支援法の成立により、市町村が行う地域生活支援事業の見直しが行われ、判断能力が不十分な人の保護・支援を親族等の個人で行う成年後見制度利用支援事業や、社会福祉法人や社団法人、ＮＰＯなどの法人で行う成年後見制度法人後見支援事業が必須事業として追加されました。こうした流れも踏まえ、本市においても必要な人が制度を利用しやすいよう体制を整備します。

（２）地域生活のための総合的な支援体制の充実

障がいのある人に、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）や、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を適切に提供するために、事業所への働きかけや各事業所の連携促進を図ります。

また、障がいのある人の介護者の高齢化により、「親亡き後」の生活をどう支えるかが大きな課題となっています。本計画では、福祉施設から地域生活への移行促進や、地域生活支援拠点の整備目標を掲げています。老人福祉施設との連携やグループホーム等の住まいの場の確保により、地域で障がいのある人が安心して生活できる基盤整備等を行う必要があります。

さらに、障がいのある人が地域でさまざまな人と関わりをもった生活を送れるようにするための障がいに対する理解を深める事業、障がいのある人とのコミュニケーションを円滑にするための意思疎通支援事業を実施します。

（３）就労支援の強化

障がいの種類や程度に適した就労の場をできる限り提供するため、就労前後の一貫した就労支援を行うとともに、市内の事業所における障がいのある人の雇用促進のための理解促進・啓発を行います。

また、成果目標として就労移行支援事業の利用の増加等が掲げられており、本市においても事業所の参入促進や事業所間の連携強化、障がい特性に応じた支援策の充実・強化により、目標の達成に努めます。

（４）さまざまな障がいのある人に対する支援の充実

さまざまな制度改正を経て、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人に加え、発達障がいのある人や難病患者も障がいのある人の範囲に含まれるようになり、これまでサービスを受けられなかった人に対する「制度の谷間」は埋められてきています。

こうしたさまざまな障がいのある人が地域社会で安心して暮らしていくには、地域住民の関心や理解を高める必要があります。特に、見た目ではわかりにくい内部障がいのある人や、知的障がいのある人、精神障がいのある人に対しては、十分な理解が及んでいないため、教育機関や事業所等を通じて意識啓発を行い、障がいのある人もない人も、共に生きられるような地域づくりをめざします。また、サービス提供事業者に対してもこの旨を周知し、支援技術の向上を促進します。

（５）当事者意見を反映したＰＤＣＡサイクルの確立

国が示す障がい福祉計画の基本指針では、ＰＤＣＡサイクルのプロセスを明示し、定期的に計画について調査、分析、評価し、必要があると認めるときは、計画の変更等を行うことが示されています。

総合支援協議会等を中心に、施策の検討や改善において、障がいのある人や家族の参画を図り、当事者の意見を施策に反映するための仕組みを構築することで、各事業の提供体制、目標値の妥当性の確認・見直しを行います。

第４章　サービス見込量と確保のための方策

1　平成 29 年度までの障がい福祉サービスの整備目標

（１）福祉施設から地域生活への移行促進

■国の指針（数値目標設定の考え方）

平成 29 年度末における地域生活に移行する者の数値目標に当たっては、平成 25 年度末の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。（ただし、26 年度までに達成されなかった数値も加える。）

平成 29 年度末における施設入所者の削減の数値目標に当たっては、平成 25 年度末時点の施設入所者の４%以上を削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

■本市における目標設定の考え方

本市においては、平成 25 年度の 105 人の 12%程度が地域生活へ移行すると考えますが、これまでの施設入所待機者が新たに入所することにより入所者数は横ばいであると見込みます。

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の入所者数（Ａ）	105 人	平成 25 年度末の施設入所者数
平成 29 年度末の入所者数（Ｂ）	105 人	平成 29 年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込み（Ａ－Ｂ）	0 人	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	13 人	施設入所からＧＨ等へ移行する者の数
【目標値】施設入所者に占める地域移行者の割合	12.4%	施設入所からＧＨ等へ移行する者の割合

※ＧＨ：グループホーム

（２）地域生活支援拠点等の整備

■国の指針（数値目標設定の考え方）

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１つの拠点等を整備。

■本市における目標設定の考え方

県や保健所及び中濃圏域の市町村や複数の関係機関が役割分担し、それぞれの機能を担いながら体制を整備するための検討を進めます。

項目	数値	考え方
【目標値】地域生活支援拠点等数	1 箇所（単独もしくは圏域内）	複数の機関が分担して機能を担いながら体制を整備します。

（３）福祉施設から一般就労への移行促進

■国の指針（数値目標設定の考え方）

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の数値目標に当たっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の２倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

■本市における目標設定の考え方

福祉施設からの一般就労者数は平成 24 年度に１人となっています。

働くことへの意欲を高め、希望する人が個々の状況に応じて就労できることをめざすとともに、総合支援協議会における検討を踏まえ、福祉施設等における支援の質・量の両面での充実や職場の開拓など、一般就労に必要な多くの課題に積極的に取り組むことで、平成 29 年度に一般企業・事業所等に就労する人の目標を４人と設定します。

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数	1 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数	4 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

（４）就労移行支援事業の利用者数

■国の指針（数値目標設定の考え方）

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成 25 年度末の利用者から６割以上増加することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	6 人	平成 25 年度末において就労支援事業を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	12 人	平成 29 年度末において就労支援事業を利用する者の数

（５）就労移行支援事業の就労移行率

■国の指針（数値目標設定の考え方）

平成 29 年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

■本市における目標設定の考え方

現在地域内の就労移行支援事業所は、１事業所のみですが、既に５割を超える高い就労移行率を実績としています。一方、特別支援学校の生徒等が卒業後に就労継続支援Ｂ型を利用するにあたって、就労移行支援事業による適切なアセスメントを行うことが必須化されたことにより、就労移行率は低下するものと予測されますが、現状の５割以上の人が就労移行できるよう目標設定します。

項目	目標	考え方
【目標値】 就労移行率の高い就労移行支援事業所数	1 箇所	平成 29 年度末において就労移行支援事業所全体に占める、就労移行率が 5 割以上の事業所数

就労移行率：就労移行支援事業利用者のうち、一般就労へ移行する人の割合

2 障がい福祉サービス等の必要な見込み及び見込量確保のための方策

（1）サービス目標量設定の考え方

障がい福祉サービスの見込量の設定に関しては、これまでのサービス利用実績をもとに利用者数の推計を行い、サービス目標量を設定しました。

（2）訪問系サービス

一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。特に、高い専門性が必要とされる重度訪問介護や行動援護が提供できるようヘルパー事業所の確保に努めます。そのために、事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスが提供できるよう努めるとともに、サービス提供事業者へ専門的人材の確保と計画相談支援専門員を中心とした事業者間のネットワークづくりにより、必要なサービス量の確保に努めます。

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むことが困難な身体障がいのある人、支援が必要な精神障がいのある人、知的障がいのある人、難病患者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。

【今後の方向性】

年々利用時間は増加傾向にあり、今後も障害者総合支援法により難病患者等が障がいのある人の範囲に加えられたことや、障がいのある人等の地域移行により、ますます利用量が増加することが想定されます。事業所への働きかけや、新規事業者の参入を促し、サービス必要量の確保に努めます。

②重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由者又は知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人に対して、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【今後の方向性】

重度の知的・精神障がいのある人も利用対象者に含まれるようなったことを踏まえ、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、情報提供を行います。サービスの特性から、１回あたりのサービス時間が多く、また継続的な利用となることから、必要なサービスが受けられるよう、事業所と連携しながらサービス体制の整備に努めます。

③同行援護

視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人に対して、社会生活上、外出することが必要な場合において、外出時における移動先での食事・排せつ等に必要な情報提供や、移動及び代筆・代読の支援等、援助を行います。

【今後の方向性】

このサービスは平成 23 年 10 月から新設されたサービスであり、利用時間は増加傾向にあることから今後も利用量が増加することが想定されます。障がいのある人の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスが提供できるよう事業所の確保に努めます。

④行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護が必要な障がいのある子どもや障がいのある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な介護を行います。

【今後の方向性】

障がいのある人の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスが提供できるよう事業所の確保に努めます。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の肢体不自由者や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。

【今後の方向性】

重度障害者等包括支援については市内に事業者がないため、利用を希望する人がいる際には重度訪問介護で対応するとともに事業者の新規参入を促します。

必要な量の見込み（月間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	55 人	60 人	65 人
	804 時間	877 時間	950 時間
重度訪問介護	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間
同行援護	16 人	17 人	18 人
	232 時間	247 時間	261 時間
行動援護	8 人	8 人	8 人
	48 時間	48 時間	48 時間
重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間

※月あたり延べ時間分、支給決定者数（実人数）

（３）日中活動系サービス

利用者のニーズにあった日常生活が送れるよう生活支援や就労支援のサービスの提供体制整備に努めます。特に、特別支援学校の卒業者や、入所施設や医療機関から地域生活に移行する人の意向、市内事業所の整備計画を勘案し、市内だけでは確保が難しい福祉サービスについては、近隣市町村との協働により事業所が利用しやすくなるよう、連携の強化や情報提供の充実に努めます。

必要な福祉サービスを身近な地域で日常的に利用することができるよう、サービス提供事業者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。

障がいのある人のニーズとサービスとの隔たりなどのサービス運用上の問題を見極め、障がいのある人のニーズに即した使いやすいサービスを提供し、地域生活への移行を進めるため、施設入所者に対し、日中活動系サービスの利用を促進します。

今後、予想される特別支援学校等の卒業生の増大や障がいの重度・重複化、施設等からの地域移行にともなう受け皿として、事業所の不足などの課題があるため、通所施設へ通所しやすい環境づくりに努めます。

また、近隣市町村においても重症心身障がいのある子ども・人に対する日中活動の場が提供できるよう情報提供や連携に努めます。

市行政機関や公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、サポートセンター、就労系サービス事業所などとの連携を図りながら「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく各種の助成制度や優遇措置等について啓発活動を行います。また、相談・情報提供・職場開発・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実し、一般就労に移行した障がいのある人が、安定した就労生活を継続できるよう支援します。

①生活介護

常時介護を要する障がいのある人に対して、主として昼間に、障害者支援施設やその他施設に通い、入浴、排せつ、食事等の介助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。

【今後の方向性】

利用者数が年々増加していることを踏まえ、市内の事業所におけるサービス提供量の拡大や新規事業所の参画を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、身体機能又は生活機能の向上のために、施設等において訓練を提供します。

【今後の方向性】

利用対象者が限定されるサービスであるため、大幅なサービス見込量の増加は見込まれません。サービス利用が必要な人に対応できるよう努めます。

③就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。

【今後の方向性】

障がいのある人の自立した生活を支援するため、一般就労へ円滑に移行できるよう、事業所や学校等の関係機関と連携しながら、就労移行支援事業の活用を推進します。見込量は就労移行支援事業の成果目標（平成 25 年度末の利用者から６割以上増加）を達成することを踏まえ算出します。

④就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

通常の事業所での雇用が困難な障がいのある人に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。

【今後の方向性】

障がいのある人の自立した生活を支援するため、日中活動、福祉的就労、就労支援に向け、利用者のニーズに対して、個別支援計画に基づき適切なサービス提供を行います。

また、一般就労の困難な人に対し、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労系サービス事業所とのネットワークの構築を図るとともに、特別支援学校と連携し、適切なアセスメントのもと在学中から就労への準備をすることで、一般企業等への就職を支援します。

⑤療養介護

医療を要する常時介護を必要とする障がいのある人に対して、主として昼間に、病院その他施設において行われる機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。

【今後の方向性】

医療的な支援を要する障がいのある人を支援するため、サービスを必要とする人の把握に努めます。

⑥短期入所（福祉型短期入所・医療型短期入所）

介護者の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がいのある人やその家族等の負担を軽減するため、在宅で生活する障がいのある人が短期間施設を利用することにより、障がいのある人の一時的な入所施設支援を行います。

【今後の方向性】

介護者の緊急時に対応できるよう、支援体制の整備に努めます。

必要な量の見込み（月間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	275 人	280 人	285 人
	5,075 人日	5,167 人日	5,259 人日
自立訓練（機能訓練）	0 人	0 人	0 人
	0 人日	0 人日	0 人日
自立訓練（生活訓練）	4 人	4 人	4 人
	51 人日	51 人日	51 人日
就労移行支援	10 人	11 人	12 人
	90 人日	100 人日	109 人日
就労継続支援（Ａ型）	65 人	70 人	75 人
	1,168 人日	1,257 人日	1,347 人日
就労継続支援（Ｂ型）	63 人	65 人	65 人
	614 人日	633 人日	633 人日
療養介護	6 人	6 人	6 人
福祉型短期入所	60 人	61 人	61 人
	295 人日	300 人日	300 人日
医療型短期入所	7 人	8 人	8 人
	13 人日	15 人日	15 人日

※月あたり延べ人日分、支給決定者数（実人員）

（4）居住系サービス

居住系サービスは入所施設や医療機関から地域生活への移行を進めるうえでの受け皿や、家族から自立して生活する場となります。障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、ケアホームがグループホームに一元化されたことも踏まえ、グループホームの整備について施設・事業所への働きかけを行うとともに、近隣市町村と連携し推進します。

また、グループホームなどで体験的に地域生活を行うことなどにより、地域生活への円滑な移行を支援します。

さらに、地域移行の促進を図りつつ、グループホーム以外の居住の場を確保するため、関係課との連携の強化に努めます。

①共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対して、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

また、旧ケアホームの機能も果たすため、障がいのある人が地域の住宅等で共同生活する形態において、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスも提供します。

【今後の方向性と見込量】

障害者総合支援法により、共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）へと一元化されました。このことにより身体への介護が必要な人もグループホームを利用することができるようになりました。

軽度の障がいのある人の地域での自立した生活支援として、今後もサービスのニーズは高まると考えられます。また、施設入所者や退院可能な精神障がいのある人の地域移行を促進する必要があります。市内外の事業所を問わず利用を推進するとともに、市内でのサービス提供体制の整備に努めます。

②施設入所支援

在宅での生活が困難な障がいのある人が施設において、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。

【今後の方向性】

施設入所者の地域移行により、既入所者数は減少していきますが、新たな入所希望待機者の入所を踏まえ数値的には横ばいを見込んでいます。

必要な量の見込み（月間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 （グループホーム）	50 人	55 人	60 人
施設入所支援	108 人	107 人	105 人

※支給決定者数（実人員）

（５）相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援は、障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある人に、相談支援専門員がサービス利用のため支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。平成 24 年４月より、支給決定のプロセスが見直され、障がい福祉サービスを利用する際には、原則としてサービス等利用計画を作成することとなりました。

地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。

地域定着支援は、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や支援を行います。

【今後の方向性】

法改正により計画相談支援等について、利用量が大幅に増加していることを踏まえ、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。

岐阜県が指定する指定一般相談支援事業者と連携し、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人や一人暮らしの障がいのある人などが地域生活に移行できるよう検討を進めます。

必要な量の見込み（月間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	65 人	70 人	27 人
地域移行支援	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	1 人	1 人	1 人

※支給決定者数（実人数）

（６）障がい児支援サービス

平成 24 年度の児童福祉法改正により、子ども・子育て支援法に基づく都道府県・市町村の計画では障がい児支援について規定されています。障がい福祉計画においても障がいのある子どもに対する支援について、その方策を盛り込むこととなっています。

児童発達支援は心身の発達に心配や不安がある在宅の障がいのある子ども等を、施設に通所させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練等を提供します。

医療型児童発達支援は就学前の心身の発達に心配や不安がある在宅の障がいのある子ども（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある子ども）等に児童発達支援及び治療を行います。

放課後等デイサービスは学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育に加え障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進しています。

保育所等訪問支援は障がいのある子どもが通う保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等を障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

障害児相談支援は障がい児通所支援（児童発達支援、医療型通所発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後に一定期間ごとにモニタリングをし、利用状況を検証、見直しを行う等の支援を行います。

【今後の方向性】

児童福祉法の改正後にサービス利用量が増加していることを踏まえ、各サービス提供事業所をはじめ保健センター、子ども家庭課、教育委員会等と連携し、支援を必要とする子どもを早期発見・対応し、それぞれの障がいの状態に応じた適切な療育につなげるように努めます。

また、放課後等デイサービス利用者のニーズに合ったサービス提供時間を検討します。

必要な量の見込み（月間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	240 人	245 人	245 人
	703 人日	720 人日	720 人日
医療型児童発達支援	6 人	6 人	6 人
	28 人日	28 人日	28 人日
放課後等 デイサービス	80 人	85 人	85 人
	575 人日	610 人日	610 人日
保育所等訪問支援	115 人	115 人	115 人
	40 人日	40 人日	40 人日
障害児相談支援	23 人	25 人	27 人

※月あたり延べ人日分、支給決定者数（実人員）

3 地域生活支援事業の必要な見込み及び見込量確保のための方策

（1）理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくし、障がいのある人も地域の構成員の一人として暮らせるよう、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【今後の方向性】

障がいや障がいのある人に対する理解を進める啓発活動を、広報や市のホームページ等を通して行います。

また、障がいを実践的に知り、相互に交流できるような教室やイベント等を開催します。

必要な量の見込み（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

（2）自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

【今後の方向性】

ピアサポートや災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動等の障がいのある人が関わる団体に対して、活動の場づくりや情報提供、団体への参加呼びかけなどを行い、主体性を尊重した活動支援を行います。

必要な量の見込み（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	無	有	有

（3）相談支援事業

障害者相談支援事業は、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に関わらず、障がいのある人の自立支援を目的とした総合的な相談窓口を開設することで、障害者総合支援法の目的の実現を図るとともに、行政や関係機関との連携によって相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、障がいのある人の福祉の向上をめざします。

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施します。設置については、近隣市町村の意向を踏まえ、関係機関と連携を図りながら体制づくりを行います。

【今後の方向性】

基幹相談支援センターを中心に相談支援事業者と連携し、障がいのある人のさまざまな悩みに対応できる体制を強化します。

総合支援協議会での情報共有により、より質の高い相談事業が実施できるよう図ります。

必要な量の見込み（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	5 箇所	5 箇所	5 箇所
基幹相談支援センター	無	無	有
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有

（４）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用に要する費用について補助します。

【今後の方向性】
サービスを必要とする人の適切な利用につなげるよう周知を図り、利用促進につなげます。

必要な量の見込み（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	１人	１人	１人

※実人数

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

【今後の方向性】
市町村地域生活支援事業の必須事業になったことを踏まえ、近隣市町村と連携しながら法人後見実施のための研修実施や、法人後見の業務を適切に行うための組織体制の整備を検討します。

必要な量の見込み（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	有	有

（６）意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

聴覚障がい、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を図るための事業を実施します。

【今後の方向性】

地域における手話通訳者や要約筆記者を把握するとともに、広く市民に向けて手話講座等を開催し、聴覚障がいのある人に対する理解を深めるとともに、手話通訳者等の人材育成に努めます。

各事業の開催を通じてコミュニケーション支援事業の周知・利用促進を図るとともに、ボランティア団体等に対し、参加・協力を働きかけます。

必要な量の見込み（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者設置人数	1 人	1 人	1 人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用者数	200 人	200 人	200 人

※年間延べ人数

（7）日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人や難病患者等に、その特性に応じた日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。

【今後の方向性】

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

平成 25 年４月から、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の支給対象となっていることを踏まえ、日常生活用具給付等に関する情報を周知し、給付を必要とする人の適切な利用へとつなげます。

必要な量の見込み（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①介護・訓練支援用具 （特殊寝台、特殊マット等）	16 件	20 件	25 件
②自立生活支援用具 （入浴補助用具、移動・移乗支援用具等）	12 件	12 件	12 件
③在宅療養等支援用具 （ネブライザー、電気式たん吸引機等）	16 件	20 件	25 件
④情報・意思疎通支援用具 （拡大読書器、人口喉頭等）	23 件	23 件	23 件
⑤排せつ管理支援用具 （ストーマ、紙おむつ等）	2,000 件	2,015 件	2,030 件
⑥住宅改修費	5 件	5 件	5 件

※年間延べ件数

（8）手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語いや手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員を養成します。

【今後の方向性】

市町村地域生活支援事業の必須事業になったことを踏まえ、厚生労働省の養成カリキュラムに基づいて研修を実施します。

必要な量の見込み（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	15 人	15 人	15 人

※研修参加者数

（9）移動支援事業

障がいのある人に対して、社会生活上、安心して外出することが必要な場合において、ヘルパーを派遣し、外出先の手引き・案内を行い、障がいのある人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を行います。

【今後の方向性】

障がいのある人の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。

必要な量の見込み（年間）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	利用者数	51 人	51 人	51 人
	時間	5,800 時間	5,800 時間	5,800 時間

※年間延べ時間、実利用者数

（10）地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対して創作的活動や生産活動の機会、交流の場を提供します。

【今後の方向性】

障がい福祉サービスの事業所や特定非営利活動法人等による地域活動支援センターの設置を支援するとともに、適切な運営とサービスの質の向上を促します。

地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人を把握し、障がいの特性に合わせた活動を提供し、地域生活を送っている障がいのある人へ地域活動支援センターに関する情報を提供し、利用を促進します。

必要な量の見込み（年間）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基礎的事業	箇所	1 箇所 （市外 2 箇所）	1 箇所 （市外 2 箇所）	1 箇所 （市外 2 箇所）
	利用者	7,000 人 （市外 1,600 人）	7,000 人 （市外 1,600 人）	7,000 人 （市外 1,600 人）

※年間延べ人数

（11）その他の事業

第３期計画における実績を踏まえ、適正な見込量を見直したうえで、事業を実施します。

【今後の方向性】

それぞれのサービスについて市のホームページ、広報等に掲載するとともに「岐阜県障がい者福祉の手引き」でサービス周知を図り、利用を促進します。

日中一時支援事業は、他の日中活動系サービス及び障がい児通所支援が充実してきたことにより、徐々に利用者が減少していくことを想定して見込みます。

必要な量の見込み（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	6 人	7 人	8 人
日中一時支援事業	100 人	95 人	90 人
	9,400 回	8,930 回	8,460 回
奉仕員養成研修事業	15 人	15 人	15 人
自動車運転免許取得事業	7 人	7 人	7 人
自動車改造助成事業	4 人	4 人	4 人

※月あたりの人数。ただし、訪問入浴サービス事業、自動車運転免許取得事業、自動車改造助成事業については、支給決定者数。

第５章　計画の推進体制

１　地域内外における各種関係団体、民間企業等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、行政だけではなく、住民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要です。そのため、地域における関係団体と連携しながら計画の推進を図ります。また、障がいのある人が利用するサービスは市内のみでなく近隣市町村にも及ぶため、広域的な連携を強化し、円滑にサービスを提供できる体制を整備します。さらに、サービス利用者の状況等を踏まえ、必要に応じて国や県に対して要望や提言等を行います。

２　当事者と市民を巻き込んだ事業の実施

障がい福祉サービスの提供を効果的なものにしていくために、適宜、障がい福祉サービスの利用者となる障がいのある人やその家族等の生活の状況や意向を把握していく必要があります。アンケートやヒアリングなどによって当事者の状況や意向を把握し、計画の推進状況の確認や見直しを行い、取り組みに反映していきます。

また、障がいのある人もない人も共生できる社会の実現に向けて、本計画書をホームページで公表するなど、広く市民に周知します。

計画の進捗状況やサービス見込量等については、当事者、市民及び関係機関の参加する「総合支援協議会」で達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づき必要な対策を実施します。

資料編

1 事業費の推移

（1）目標達成にあたっての費用の見込み

①福祉施設から地域生活への移行促進

項　　目		金　　額
平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	施設入所支援	117,522 円
	生活介護	179,881 円
	グループホーム	115,344 円
入所削減による影響		46,394,868 円
グループホーム増加による影響		46,055,100 円
影響額		▲339,768 円

②福祉施設から一般就労への移行促進

項　　目		金　　額
平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	就労継続支援Ａ型	116,585 円
影響額		▲5,596,080 円

③就労移行支援事業の利用者数

項　　目		金　　額
平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	就労移行支援	128,150 円
影響額		18,453,600 円

④訪問系サービス

項　　目		金　　額
居宅介護	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	49,993 円
	平成 25 年度決算額	33,545,888 円
	影響額	5,448,652 円
同行援護	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	31,081 円
	平成 25 年度決算額	5,293,806 円
	影響額	1,419,690 円
行動援護	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	48,258 円
	平成 25 年度決算額	3,667,633 円
	影響額	965,135 円

⑤日中活動系サービス

項　　目		金　　額
生活介護	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	179,880 円
	平成 25 年度決算額	530,108,453 円
	影響額	85,081,147 円
宿泊型自立訓練	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	104,749 円
	平成 25 年度決算額	5,656,563 円
	影響額	▲628,611 円
自立訓練（生活訓練）	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	123,910 円
	平成 25 年度決算額	8,921,555 円
	影響額	▲2,973,875 円
就労移行支援	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	128,150 円
	平成 25 年度決算額	9,739,464 円
	影響額	8,714,136 円
就労継続支援（Ａ型）	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	116,585 円
	平成 25 年度決算額	56,310,711 円
	影響額	48,615,789 円

項　　目		金　　額
就労継続支援（Ｂ型）	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	100,866 円
	平成 25 年度決算額	35,159,705 円
	影響額	43,515,775 円
療養介護	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	261,262 円
	平成 25 年度決算額	18,810,830 円
	影響額	34 円
短期入所	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	57,035 円
	平成 25 年度決算額	30,342,734 円
	影響額	16,882,246 円

⑥居住系サービス

項　　目		金　　額
共同生活援助 （グループホーム）	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	104,646 円
	平成 25 年度決算額	52,433,155 円
	影響額	22,911,965 円
施設入所支援	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	117,521 円
	平成 25 年度決算額	151,368,068 円
	影響額	▲3,291,608 円

⑦福祉施設から一般就労への移行促進

項　　目		金　　額
計画相談支援	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	14,943 円
	平成 25 年度決算額	6,649,771 円
	影響額	▲2,884,135 円
地域移行支援	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	23,000 円
	平成 25 年度決算額	23,000 円
	影響額	115,000 円

⑧障がい児支援サービス

項　　目		金　　額
児童発達支援	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	25,855 円
	平成 25 年度決算額	73,274,797 円
	影響額	2,738,903 円
医療型児童発達支援	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	13,166 円
	平成 25 年度決算額	658,300 円
	影響額	289,652 円
放課後等 デイサービス	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	93,770 円
	平成 25 年度決算額	24,943,030 円
	影響額	70,702,370 円
保育所等訪問支援	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	10,240 円
	平成 25 年度決算額	30,720 円
	影響額	14,100,480 円
障害児相談支援	平成 25 年度決算額からみた一人当たり必要額	14,587 円
	平成 25 年度決算額	233,398 円
	影響額	2,392,262 円

（２）障がい福祉計画一般財源比較

①自立支援サービス

（単位：円）

サービス種類	計画人数	平成 25 年度 事業費	平成 29 年度 事業費	総費用増減	左記一般財源	対平成 25 年度比（%）
居宅介護	65 人	33,545,888	38,994,540	5,448,652	1,362,163	116.2
同行援護	18 人	5,293,806	6,713,496	1,419,690	354,923	126.8
行動援護	8 人	3,667,633	4,632,768	965,135	241,284	126.3
生活介護	285 人	530,108,453	615,189,600	85,081,147	21,270,287	116.0
宿泊型 自立訓練	4 人	5,656,563	5,027,952	▲628,611	▲157,153	88.9
自立訓練 （生活訓練）	4 人	8,921,555	5,947,680	▲2,973,875	▲743,469	66.7
就労移行 支援	12 人	9,739,464	18,453,600	8,714,136	2,178,534	189.5
就労継続 支援Ａ型	75 人	56,310,711	104,926,500	48,615,789	12,153,948	186.3
就労継続 支援Ｂ型	65 人	65,159,705	108,675,480	43,515,775	10,878,944	166.8
療養介護	6 人	18,810,830	18,810,864	34	9	100.0
短期入所	69 人	30,342,734	47,224,980	16,882,246	4,220,562	155.6
共同生活 援助	60 人	52,433,155	75,345,120	22,911,965	5,727,992	143.7
施設入所 支援	105 人	151,368,068	148,076,460	▲3,291,608	▲822,902	97.8
計画相談 支援	21 人	6,649,771	3,765,636	▲2,884,135	▲721,034	56.6
地域移行 支援	1 人	23,000	138,000	115,000	28,750	600.0
地域定着 支援	1 人	0	36,444	36,444	9,111	皆増
合計	799 人	978,031,336	1,201,959,120	223,927,784	55,981,949	122.9

②児童通所サービス

（単位：円）

サービス種類	計画人数	平成 25 年度 事業費	平成 29 年度 事業費	総費用増減	左記一般 財源	対平成 25 年度比（%）
児童発達支援	245 人	73,274,797	76,013,700	2,738,903	684,726	103.7
医療型児童発達支援	6 人	658,300	947,952	289,652	72,413	144.0
放課後等デイサービス	85 人	24,943,030	95,645,400	70,702,370	17,675,593	383.5
保育所等訪問支援	115 人	30,720	14,131,200	14,100,480	3,525,120	46,000.0
障害児相談支援	15 人	233,398	2,625,660	2,392,262	598,066	1,125.0
合計	466 人	99,140,245	189,363,912	90,223,667	22,555,918	191.0

【計画による平成 29 年度サービス費見込みと平成 25 年度実績との増減額】

	サービス費	左欄のうち一般財源
平成 25 年度介護給付費・児童通所給付費（実績）	1,077,171,581 円	269,292,895 円
平成 29 年度介護給付費・児童通所給付費(見込み)	1,391,323,032 円	347,830,758 円
費用の伸び(見込み)	314,151,451 円	78,537,863 円

2 策定経過

委員会名	月　日	内　容
障がい者総合支援協議会 第１回全体会	平成26年 ８月12日	１　委嘱式 ２　事業計画
障がい者総合支援協議会 第２回全体会	平成26年 10月６日	１　部会報告 ２　第４期関市障がい福祉計画について
障がい者総合支援協議会 第３回全体会	平成26年 12月１日	１　活動報告　地域生活支援部会の活動について ２　第４期障がい福祉計画について
障がい者総合支援協議会 第４回全体会	平成27年 ３月９日	１　事業報告 ２　第４期障がい福祉計画について

3 関市障がい者総合支援協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、関市附属機関設置条例（平成２５年関市条例第６８号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、関市障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　協議会は、条例別表市長の附属機関の部関市障がい者総合支援協議会の項委員の定数欄に掲げる定数以内の委員で組織し、協議会の委員は同項委員の構成欄に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

２　委員の任期は、２年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱し、又は解任することができる。

（１）　職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（２）　職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

（３）　委員としてふさわしくない非行があったとき。

（会長及び副会長）

第３条　協議会に、委員の互選により会長及び副会長各１人を置く。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、第３条第１項の規定により会長が互選されるまでの間に開催される協議会の会議については、市長が招集する。

２　協議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

５　会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

（部会）

第５条　協議会に、事務を円滑に進めるために部会を置くことができる。

２　第２条第４項、第３条及び第４条の規定は、部会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　関市行政組織規則（昭和５８年関市規則第２３号）の一部を次のように改正する。

別表第１福祉政策課の項１９の号の次に次の１号を加える。

２０　障がい者総合支援協議会に関すること。

4 関市障がい者総合支援協議会委員名簿

役　職	氏　名	所　属
会　長	長　尾　美智子	岐阜県立ひまわりの丘地域生活支援センター所長
副会長	澤　井　基　光	関市民生委員児童委員協議会　会長
委　員	浅　野　　隆	地域活動支援センターかざぐるま　施設長
〃	遠　藤　俊　三	関市社会福祉協議会　会長
	池　田　邦　彦	いちいの杜ハートフル　施設長
	井　上　あさ子	美谷の里　総括施設長
	吉　田　由　美	岐阜県立ひまわりの丘第一学園（中濃圏域発達障がい支援センター）　園長
	岩　原　磯　治	キッズアカデミーせき園　理事長
	川　村　秀　和	武儀医師会　会長
	小　栗　一　宏	岐阜県立中濃特別支援学校（中濃圏域特別支援学校取りまとめ校）　校長
	篠　田　茂　樹	関公共職業安定所　上席職業指導官
	古　田　健　二	関市障害者団体連合会　会長
	臼　井　潤一郎	地域生活支援センターひびき　管理者
	古　田　　明	関市自治会連合会　副会長
	包　子　芙美江	関市手をつなぐ育成会　会長
	服　部　哲　久	関市福祉部　部長
	中　島　好　子	関市保健センター　所長

〈事務局〉

関市福祉政策課

課　　長　　森川　哲也

課長補佐　　中村　淳代

〃　　後藤　千恵

第４期関市障がい福祉計画
（平成 27 年度～平成 29 年度）

発 行／平成 27 年 3 月
発行者／関市
編 集／福祉政策課
〒501-3894 岐阜県関市若草通 3-1
TEL 0575-23-7735
FAX 0575-23-7748
URL http://www.city.seki.gifu.jp

10th